

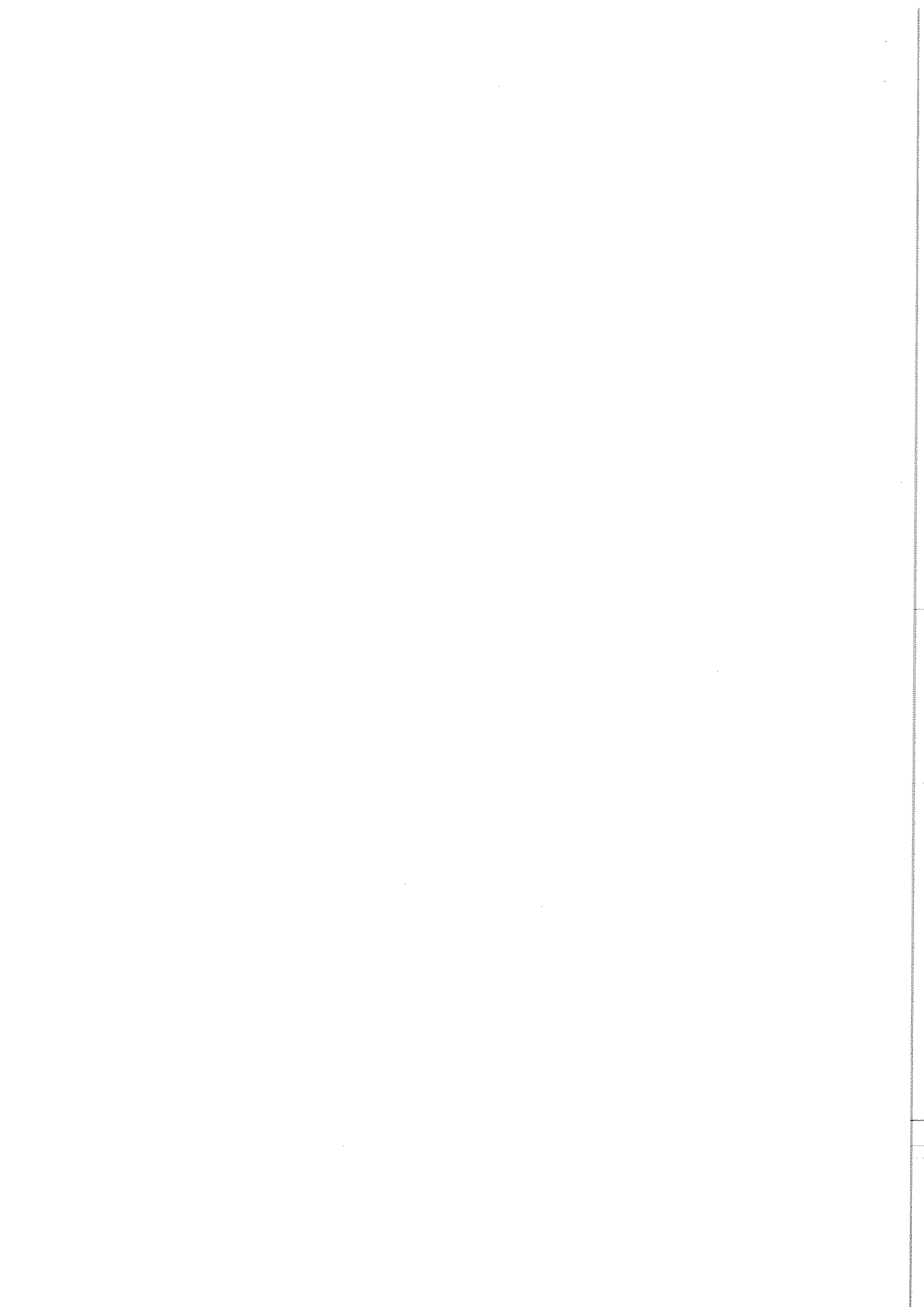
令和 年 月 日受付	議 長	局 長	次 長	係 長
肝付町議会事務局第 号	電子	電子	電子	電子

## 委 員 会 会 議 録

[総務・文教委員会]

1. 日 時 令和6年12月12日(木)  
午後16時50分～17時10分
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 前原・富永・松元・宮後・恒吉・柳・有留 (計7名)
4. 事務局職員 堂園
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
  - ①災害地に派遣される町職員の処遇等について  
・決議書について
  - ②その他
8. 議事の経過概要
  - ①決議書については、「決議書(案)」を作成し、この会議に諮った。結果、多少の字句の変更はあったが、別添の決議書のとおり提出することでまとまった。  
なお、決議書は最終日(12月20日)に提出することとなった。
  - ②その他では、前回の委員会時に出された「志布志市での研修」について、事務局より、「志布志市に打診したところ、日程的に受け入れられない。」との報告があり、協議の結果、「研修については、一旦白紙。」となった。

総務・文教委員長 前原 和幸



発委第 号

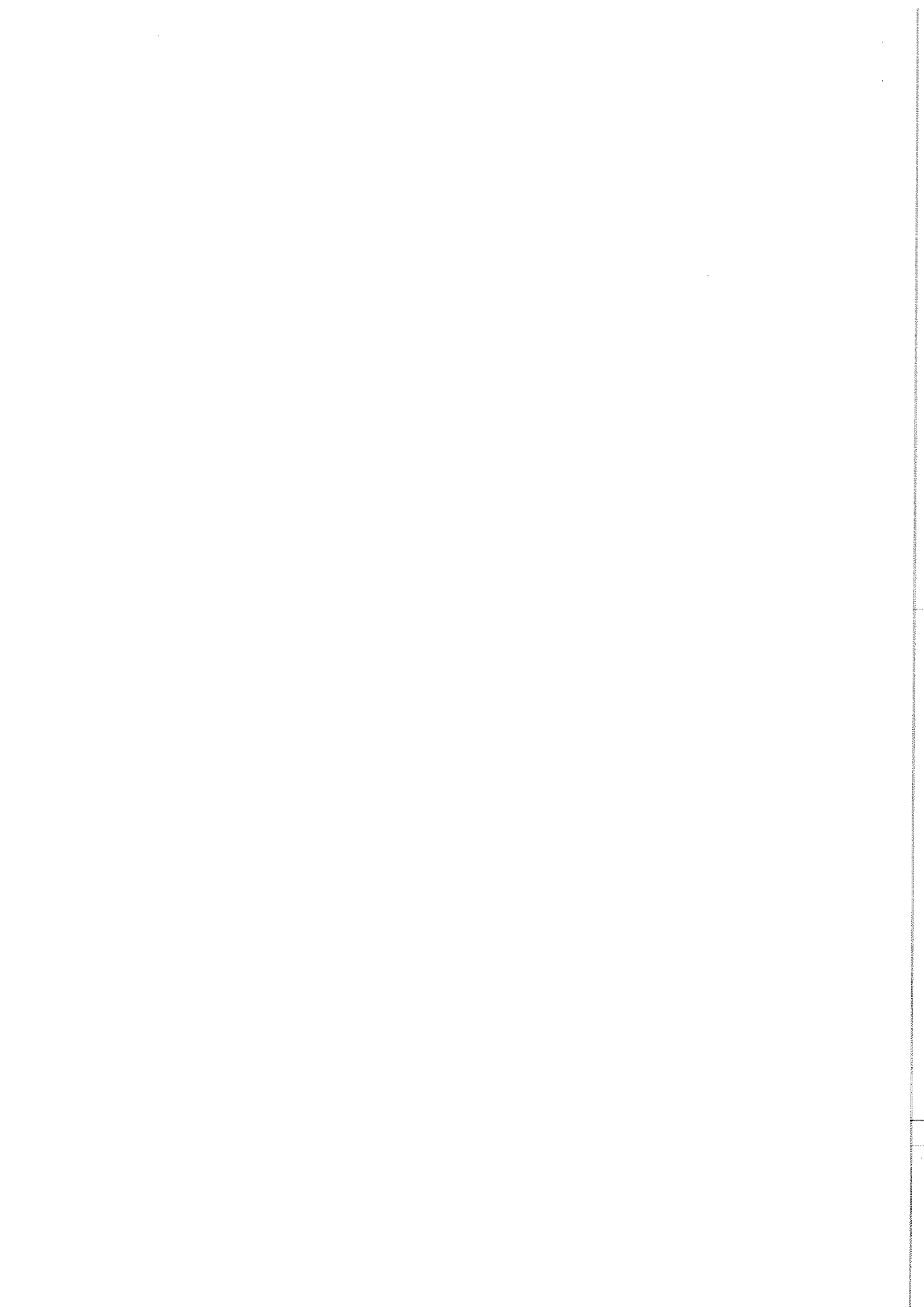
令和6年12月20日

肝付町議会議長 有留 智哉 様

総務・文教委員会  
委員長 前原 和幸

災害地に派遣される町職員の処遇等に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。



## 災害地に派遣される町職員の処遇等に関する決議

令和6年1月1日に石川県能登地方を震源とした能登半島地震が発生した。

本年、5月にその被災地である輪島市に本町から4名の職員が派遣された。現地周辺には宿泊施設等も無く、現地から車で片道2時間半から3時間ほど離れた金沢市を宿泊地とし、支援活動を行った。全員が自ら志願し、派遣に応じて頂いたことに対しては、尊敬の念を禁じえません。

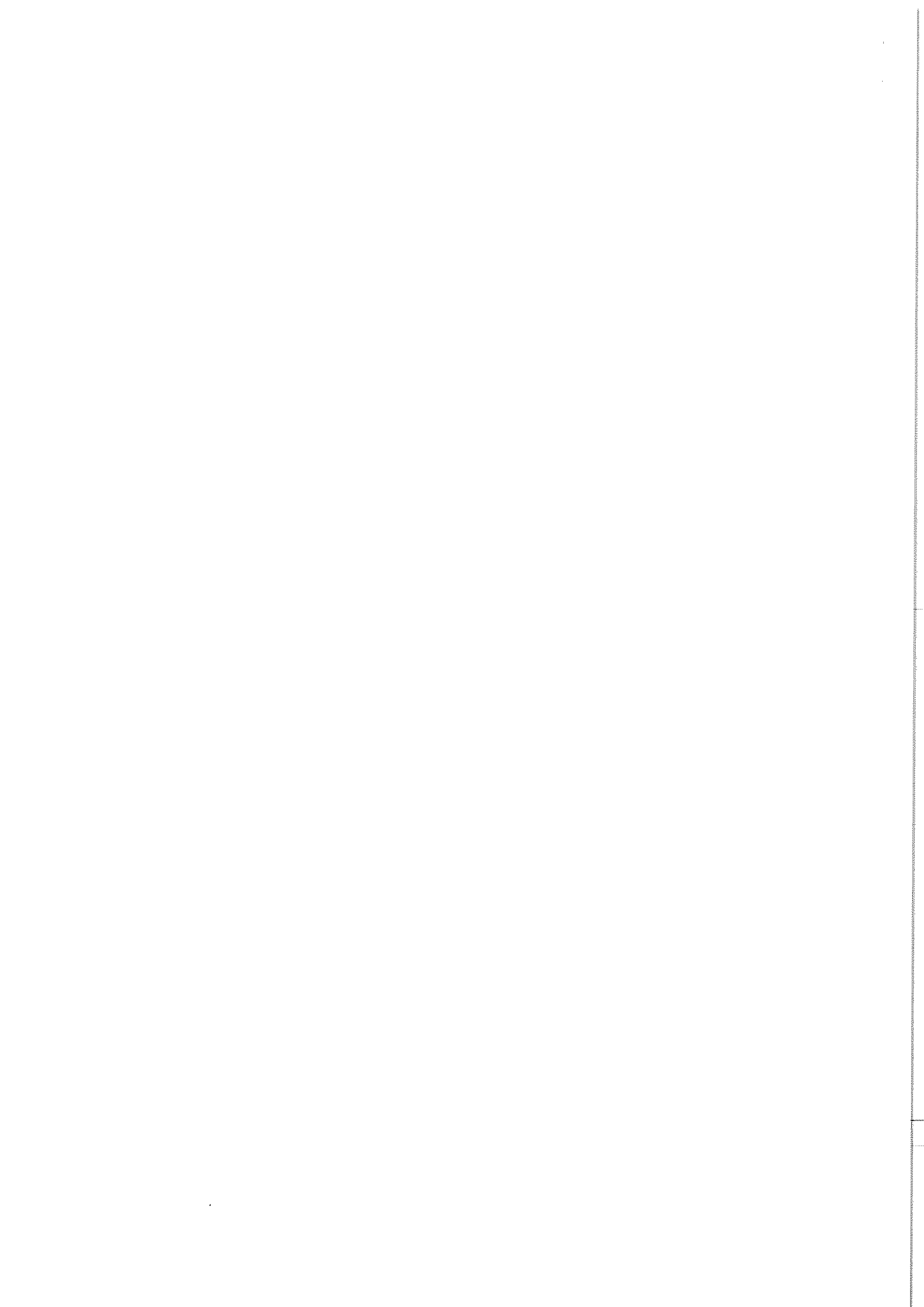
あつてはならない災害だが、今後、同じように派遣の必要性が生じた場合に備え、町としてもその処遇等について下記のように、改善を行う必要があると考える。

- 1.災害派遣に関する規則等の整備を行う。
- 1.職員等の旅費に関する条例を現状に則したものに直す。
- 1.町民に対し、派遣職員の支援活動状況の報告会を行う。

以上決議する。

補足として、今回派遣された職員が、決して現行以上の処遇を望んで志願したものでなかったということは申し添える。

肝付町議会



令和 年 月 日 受付	議長	局長	次長	係長
肝付町議会事務局 第 号	電子	電子	電子	電子

## 委員会会議録

[総務・文教委員会]

1. 日 時 令和 6 年 12 月 10 日(火)  
午前・午後10時00分開議 ～ 午前・午後 11 時 52 分散会
2. 場 所 第1委員会室・第2委員会室・第3委員会室
3. 出席委員 前原、富永、松元、宮後、恒吉、柳、有留 計( 7 )名
4. 事務局職員 堂園局長
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
  - ①災害地に派遣される町職員の処遇等について  
・決議書について
  - ②所管事務調査報告書について
  - ③閉会中の継続調査について
  - ④その他
8. 議事の経過概要
  - ①災害地に派遣される町職員の処遇等については、前回の委員会で決議書を提出することが決定したので、②所管事務調査報告書の内容を検討確認し、決議書案作成を行うこととし、報告書の内容確認を行った。語句の訂正や、文章の一部変更等が行われた。職員からの意見等を Q&A 方式に変更するなど読み手が理解しやすい文章にすべきとの意見などが出て、内容の検討確認を行った。これらを参考に決議書案を作成し、次回委員会に諮ることとした。
  - ③閉会中の継続調査については
    - 1.町内の学校の現状について
    - 2.財政の健全化
    - 3.防災対策について
 の3件とすることで全員が了承し、

1.「町内の学校の現状について」は、

○学校長、教頭以外の教職員や、可能ならば生徒の意見も聞きたい

○全学校を訪問したい

などの意見が出たので、教育委員会に相談の上、日程等の調整を行っていくと  
のことで全員が了承した。

2.「財政の健全化」は、

○(委託料や公用車の使用状況等)所管課に対する聞き取り調査を行う

○上記については、しっかりと結論を出す取り組みを行う

○経常収支比率を抑える取り組みを行うべき

などの意見が出た。いずれにしても結論を出し、結果を出すことに全員が一致し  
た。

3.「防災対策について」は、委員より先日の内之浦地区での意見交換後、町民か  
ら「内之浦地区は、津波の心配があり、避難所等にも行くことが出来るか不安で  
ある。」と聞かされた。このことを委員会で調査すべきとの意見があり、全員が承  
し、今後、調査研究を行っていくこととした。

4.その他

委員会の研修について

「経常収支比率とふるさと納税について」の研修を志布志市に2月3日から5日  
もしくは7日で調整を行うこととした。

※次回開催については、12 日定例会終了後と委員長から報告があり、全員が承  
し、散会した。

総務・文教委員長 前原 和幸



令和 年 月 日 受付	議長	局長	次長	係長
肝付町議会事務局 第 号	電子	電子	電子	電子

## 委員会会議録

[総務・文教委員会]

1. 日 時 令和 6 年 11 月 28 日(木)  
午前・午後 2 時 00 分開議 ～ 午前・午後 4 時 10 分散会
2. 場 所 第 1 委員会室・第 2 委員会室・第 3 委員会室
3. 出席委員 前原、富永、松元、宮後、恒吉、柳、有留 計( 6 )名
4. 事務局職員 堂園局長
5. 説明員 中俣総務課長、西迫同課長補佐、伊地知同課長補佐、一松行政係長  
計4名
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
  - ①継続調査事案
    - (1)災害地に派遣される町職員の処遇等について
    - (2)財政の健全化について
      - 職員給与の実態把握について
      - 公用車の使用状況について
      - 振替休日について
      - 総務課における委託料について
  - ②その他
8. 議事の経過概要
  - ①継続調査事案
    - (1)災害地に派遣される町職員の処遇等については、初めに総務課長より資料に基づき本町の現状について説明を受け、質疑応答を行った。主な質問と回答、意見としては、
 

問 肝付町では、派遣された職員の報告会等は、どのように行われたか。

答 壮行会は行われたが、派遣後、町長への報告を行ったのみである。職員や町

民向けは行われていない。

問 派遣時に準備携帯する物は、どんなものがあったか。支度金等は、持たせなかったのか。

答 事前に、持たせるお金はなかった。今回、県の要請に沿った派遣であったので、調査に必要な物は県の方で準備された。

問 特例措置として対応している自治体等もあったようだが、近隣に問い合わせ等は行われなかったのか。

答 宿泊費が、時期によって異なるので特例措置が行われたようだ。県が移動時間に支出を行ったのは、引率を業務と認めたからではないかと思われる。近隣の町においても移動時間は勤務とは認めていなかった。

意 本町においてもルールを決めるべきだと考える

問 災害派遣時のマニュアルやルール作りは必須だと考えるが。

答 現状では、近隣町も含めて出張扱いとなっていて、マニュアル等も作成されていない。宿泊費の高騰等も考慮して、派遣用ではなく、出張費の見直しは必要かと考える。

問 災害派遣マニュアルは必須だと考える、検討されるべきではないか。

答 国の方でも旅費等の見直しが検討されているようなので、動向を注視したい。

意 今後、おこりうる災害と自分たちの地域も災害の危険性がある地域に住む者として、特に若い職員の意識向上のためにも、派遣された方の声を聴き、伝えていっていただきたい。

問 危険手当等は、支給する必要があったのではないか。

答 規定がなかったので、通常の旅費規定に沿った方法をとった。

問 今後の対応については。

答 聞き取りを行って改善できる部分については、現状の条例規則にのっとって行っていく。行かれる職員になるべく負担のかからないようにしていきたい。

問 職員側からは、声を上げにくい事であろうと思い、議会から提案して県や国に準じた規則をつくるべきではないかと考えるが。

答 近隣の自治体とも協議しながら、調査してみたい。派遣先や危険度の違い等定義の問題等もあるとは考える。国を超えては難しいと思われるので、準ずる形を検討したい。災害派遣マニュアルも要検討と考える。

## (2)財政の健全化について

○職員給与の実態把握について

○公用車の使用状況について

○振替休日について

○総務課における委託料について

総務課長より資料に基づき説明を受けて、質疑応答を行った。主な質問と回答、

意見としては、

問 資料の中で本町の職員給与が高い数字となっている理由は何と考えるか。

答 国に準拠しているもので、特に給与が高いのではなく、年齢構成がその要因となっている。上がり続けるわけではない。ラスパイレス指数も 100 を上回なければ問題なしと考える。

問 本町では昇級試験制度は取り入られていないのか。

答 取り入れられていない。

問 公用車の台数と使用日数について

答 本町には135台の公用車がある。重機や消防車両を除くと86台使用している。1年間の使用日数については、最大でゴミ収集車が240日稼働しており、平日は、ほぼ毎日稼働している。総務課で集中管理している普通車においては、平均で75%稼働している。

問 使用時間などの運行管理は何で行っているか。

答 消防車両を除く車両については、アプリで行っている。

問 買い替え時期については、どのように決定されているか。

答 各課と協議し、使用状況などを調査した上で、決定している。修理可能な車両については、なるべくぎりぎりまで使用するようになっている。

問 安全管理には、十分注意して使用してほしい。私有車の公務使用について規定等を整備すれば可能であり、公用車を減らせるのではないか。

答 私有車の使用は規定等の整備で可能だと思われるが、公用車を減らすために行うのは、いかがなものかと思われる。

問 本当に必要な台数で運行し、台数を減らすことが必要ではないか。

答 必要なことである認識はあったが、これまで、進められてこなかった。

問 私有車使用の規定等の整備により、一時的な公用車不足時の対応もできるとされる。公用車については、なるべく減らす方向で考えるべきではないか。

答 各課とも十分協議し、減らせるものは減らしていきたい。

問 購入の際の車両の装備、グレードについても、協議が必要ではないか。

答 当然、必要最低限の装備の車両となるように注意していきたい。

問 振替休日の状況について。

答 今年 1 月から10月までに代休の増加時間が1440時間で、取得した時間が807時間、残りの 633 時間が期間内に取得されていない。

問 課別の状況は。

答 取得率の低い課は、総務課と町民生活課、生涯学習課です。主な原因は、災害対応や、選挙、各種イベント開催によるものです。

問 振替休日と代休の違いは。

答 振替休日は、一定の期間内に、予め休日と定められていた日を労働日とし、そ

のかわりに他の労働日を休日とすることを言います。これにより、予め休日と定められた日が「労働日」となり、そのかわりとして振り替えられた日が「休日」となります。従って、もともとの休日に労働させた日については「休日労働」とはならず、休日労働に対する割増賃金の支払義務も発生しません。一方、いわゆる「代休」とは、休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとするものであって、前もって休日を振り替えたことにはなりません。従って、休日労働分の割増賃金を支払う必要があります。

問 一定の期間内に変わりの休日を取らなければ、時間外の割増賃金が発生するのか。

答 そうなります。

問 総務課における委託料について。

答 総務課における委託料の令和5年度決算額は、90、921、000円で主なものは、振興会の文書配布委託料で、35、573、000 円、警備委託料が 8、448、000 円、防災行政無線の保守業務委託料が 8、349、000円です。その他に電気管理保守業務委託料や本庁舎清掃業務委託料など財産管理にかかる委託料がある。防犯カメラの保守業務委託料や本庁と支所や出張所、町立病院間の文書配布業務委託料などもある。

問 振興会に委託している文書配布ですが、都農町(宮崎県)では各家庭にタブレットを配布して、広報誌などを高齢者も見ているらしいようです。本町においても検討の余地があるのではないかと。

答 確かに配布物は減りますね。

意 本庁舎の周りの清掃については、ほかの場所を行っている業者をお願いできないか。各課で選任ではなく、課を渡って行えるようにしたら効率的ではないかと。

(まとめ)

1 派遣業務に委託料については、決議に向けて準備を行う。

2 財政の健全化については、今後とも調査研究を行っていく。

②その他

問 町内の学校の現状については。

答 (委員長)まだ、依頼ができていません。年明けに実施したい旨、教育長・教育総務課長とも協議を行っていきます。

※次回開催については、12月10日(火)午前 10 時からと委員長から報告があり、全員が了承し、散会した。

総務・文教委員長 前原 和幸

令和 年 月 日 受付	議長	局長	次長	係長
肝付町議会事務局 第 号	電子	電子	電子	電子

## 委員会会議録

〔総務・文教委員会〕

1. 日 時 令和 6 年 11 月 26 日(火)  
午前・午後10時00分開議 ～ 午前・午後 11 時 40 分散会
2. 場 所 第1委員会室・第2委員会室・第3委員会室
3. 出席委員 前原、富永、松元、宮後、恒吉、柳、有留 計( 6 )名
4. 事務局職員 堂園局長
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
  - ①継続調査事案
    - ・災害地に派遣される町職員の処遇等について
  - ②その他
    - ・12月定例会における委員会代表質問について
    - ・委員会の視察研修について
8. 議事の経過概要
  - ①継続調査事案
    - ・災害地に派遣される町職員の処遇等については、初めに事務局長より資料に基づき本町の現状と、県や隣接町の現在の状況とを比較した説明を受け、議論を行った。主な意見としては、
      - 4町(近隣)で統一の扱いをするよう申し入れを行ったかどうか。
      - きちんとした決まりを作るべき。
      - 手当の部分を拡充できないか
      - 現状は非常にブラック的である。やはり危険個所に派遣される場合の危険手当は出すべき。本町独自の制度となってもいいのではないか。少なくとも現地でかかった費用はしっかりと支払う必要があるのではないか。
      - 災害地という危険な場所に派遣されるわけなので、手当を出すべきである。
      - 手当を出すことには違和感がある。
      - 派遣された職員の現地報告会がなかったことは残念であった。
      - 自衛隊が1日4000円とのことなので、このあたりを参考にしても良いのでは

ないか。

(まとめ)

- ・旅費、宿泊費については実費支給が原則。
- ・報告は必ずすること(難儀、苦労を共有すべき)
- ・国に準じたような規則をつくるべきではないか。(県も災害派遣支給規則を策定している)
- ・決議として出す。

## ②その他

各委員からその他で出された意見は

- ・代表質問について

○ライフジャケット条例についての質問を行うべきとの意見に全員が了承し、12月定例会にて執行部の考えを聞くことが決定した。

- ・委員会の視察研修については、志布志市にて経常収支比率についての研修を1月もしくは2月に行うことが再度確認事項として出され、全員が了承した。

※次回開催については、28日午後1時からと委員長から報告があり、全員が了承し、散会した。

総務・文教委員長 前原 和幸